

民事司法のIT化の総論的検討

——本特集の解題を兼ねて

山本和彦

1 民事司法のIT化の意義と議論の現状

社会におけるIT化の進展は、間違いなく司法の領域にも及んでくるであろう。司法は本質的に保守性を有しているが、最終的には社会的趨勢の浸透は不可避のものである。そして、この場面ではより積極的に、利用者の利便向上のためにもそのような進展が不可欠であると考えられる。それが便利であるからこそ、世の中全体にIT化が進展してきたとすれば、利用しやすさが永遠の課題とされている民事司法¹⁾において、IT化は司法アクセスの様々な障害²⁾を打破する契機となりうる潜在力を秘めたものである。すなわち、距離のバリアの打破 (ITの普遍性により、どこからでもアクセス可能となる)、費用のバリアの打破 (ITの廉価性により、資力の乏しい者もアクセス可能となる)、さらには、後述のITリテラシーの問題の解決が前提とされるものの³⁾、心理的バリアの打破 (ITによって司法の敷居の高さ、コミュニケーションギャップを除去すること) も可能となりえよう。

日本の民事裁判のIT化に向けた議論の現状として、後述のように、従来も一定の範囲でIT化が進められてきたが、国際的にそれでは不十分との評

価が一般的とされる。そこで、2017年、内閣官房に「民事裁判のIT化に関する検討会」が設置されたが、そこでは、当面、民事訴訟手続を中心に全面IT化を図るとともに、実務運用の延長線上では倒産手続でも工夫すべきとの提言がされている (詳細は、2参照)。それを受けて、2018年秋以降、後述のように、いくつかの研究会、模擬裁判やシンポジウム等で議論が進められている状況にある。その意味で、2018年を日本の民事司法の「IT化ゼロ年」とすれば、2019年は (新元号元年とともに)「IT化元年」となる可能性が高い。

本稿は、本特集の解題を兼ねて、各種の民事手続とIT化の状況を概観する趣旨のものである。すなわち、民事訴訟 (2)、民事執行 (3)、倒産手続 (4)、さらに裁判外紛争解決手続 (ODR) (5) を取り上げる。その他の手続として、非訟・家事事件 (後見事件など) 等もIT化の可能性が高い領域であるが、紙幅の関係で省略する⁴⁾。そして最後に、ポスト平成時代の民事司法の改革という大きな視点から、IT化を契機とした新たな民事司法の可能性にも言及したい (6)。

1) 民事訴訟の利用者調査において、「日本の民事裁判制度は、国民にとって利用しやすい制度だと思いますか」という質問に対して、肯定的回答の割合は、2006年23.6%、2011年22.2%、2016年23.9%と相対的に低い水準を推移している (直近の調査結果につき、民事訴訟制度研究会編『2016年民事訴訟利用者調査』(商事法務、2018年) 207頁以下参照)。

2) 以下のような司法アクセスに対するバリアの分析については、山本和彦『民事訴訟法の現代的課題』(有斐閣、2016年) 550頁以下参照。

3) ただ、時代的には、ITの方がよりコミュニケーションの心理的ハードルが低くなる可能性も大きい。現在でも、電話ではうまく話せないが、チャット等であればコミュニケーションが可能な若者が多数存在するといわれる。

4) また、やや特殊な手続として、集団的消費者被害救済手続についても、特に簡易確定手続の局面におけるIT化の利便は大きいと考えられる。この点では倒産手続と同様の問題があるからである。この手続の詳細については、山本和彦『解説消費者裁判手続特例法〔第2版〕』(弘文堂、2016年) 参照。